

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3110202号
(U3110202)

(45) 発行日 平成17年6月16日(2005.6.16)

(24) 登録日 平成17年4月27日(2005.4.27)

(51) Int. Cl.⁷

G09F 23/10
B42D 15/02
G09F 3/03

F I

G09F 23/10
B42D 15/02 5O1B
B42D 15/02 5O1M
G09F 3/03 D

評価書の請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号 実願2004-7086 (U2004-7086)
(22) 出願日 平成16年12月2日(2004.12.2)

(73) 実用新案権者 592233347
シーレックス株式会社
東京都台東区柳橋1-1-11 イースト
サイドビル
(74) 代理人 100066784
弁理士 中川 周吉
(74) 代理人 100095315
弁理士 中川 裕幸
(72) 考案者 河野 政信
東京都台東区柳橋1-1-11 イーストサ
イドビル シーレックス株
式会社内
(72) 考案者 金指 良一
東京都台東区柳橋1-1-11 イーストサ
イドビル シーレックス株
会社内

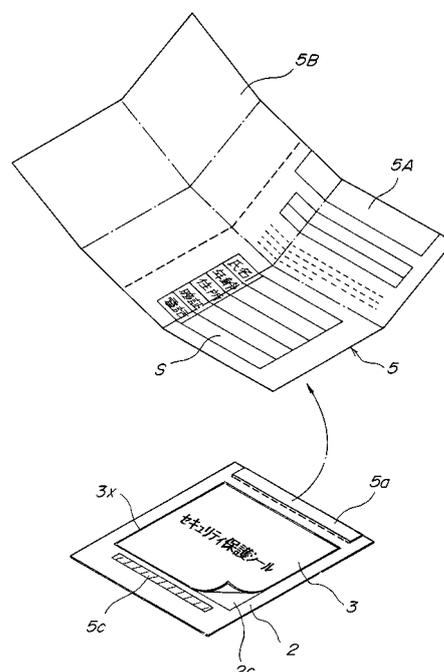
(54) 【考案の名称】 広告台紙

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 通信用紙に記載した情報が受信者に到達する間に第三者に読み取られることを防止し、且つ受信者が簡単に情報を読み取ることができる通信用紙付き広告台紙を提供する。

【解決手段】 非透明シート部と、該非透明シート部の裏面に再貼着不可能な第1剥離層を介して貼着され、かつその反対面に粘着層が設けられている透明シート部と、該透明シート部の裏面に第2剥離層を介して貼着されるベース層とからなる台紙片と、該台紙片の表面の一部に取り付けられた、情報記載部が印刷された通信用紙とを有し、発信者は前記情報記載部に情報を記載後、前記非透明シート部と前記透明シート部の全部または一部を情報遮蔽シールとして、これを前記通信記載部の上に貼着した状態で通信用紙を送付し、受信者は該通信用紙の前記情報遮蔽シールの前記非透明シート部のみを剥離することで前記透明シート部を通して前記通信記載部の情報を読み取り可能とする。

【選択図】 図4



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

通信用紙付き広告台紙であって、

非透明シート部と、該非透明シート部の裏面に再貼着不可能な第 1 剥離層を介して貼着され、かつその反対面に粘着層が設けられている透明シート部と、該透明シート部の裏面に第 2 剥離層を介して貼着されるベース層と、からなる台紙片と、

該台紙片の表面の一部に取り付けられた、情報記載部が印刷された通信用紙と、を有し

、
 発信者は前記情報記載部に情報を記載後、前記非透明シート部と前記透明シート部の全部または一部を情報遮蔽シールとして、これを前記通信記載部の上に貼着した状態で通信用紙を送付し、受信者は該通信用紙の前記情報遮蔽シールの前記非透明シート部のみを剥離することで前記透明シート部を通して前記通信記載部の情報を読み取り可能としたことを特徴とする通信用紙付き広告台紙。

10

【請求項 2】

請求項 1 記載の通信用紙付き広告台紙であって、

前記ベース層上の非透明シート部及び透明シート部は切断線により裁断され、該非透明シートと該透明シート部の一部が情報シートとして使用することを特徴とする通信用紙付き広告台紙。

【請求項 3】

請求項 2 記載の通信用紙付き広告台紙であって、

前記通信用紙は、前記情報遮蔽シールの外側であって、かつ該情報遮蔽シールを跨ぐように前記台紙片に取り付けられていることを特徴とする通信用紙付き広告台紙。

20

【請求項 4】

請求項 1 乃至 3 のいずれか記載の通信用紙付き広告台紙であって、

前記ベース層は、その裏面に粘着層が形成され、前記通信用紙付き広告台紙を商品に貼り付け可能としたことを特徴とする通信用紙付き広告台紙。

【請求項 5】

通信用紙付き広告台紙であって、

裏面に粘着層を有する非透明シート部と、該非透明シート部を貼り付けるベース層と、からなる台紙片と、

該台紙片の表面の一部に取り付けられた、情報記載部が印刷された通信用紙と、を有し

30

、
 発信者は前記情報記載部に情報を記載後、前記非透明シート部の全部または一部を情報遮蔽シールとして、これを前記通信記載部の上に貼着した状態で通信用紙を送付し、受信者は該通信用紙の前記情報遮蔽シールを剥離することで前記通信記載部の情報を読み取り可能としたことを特徴とする通信用紙付き広告台紙。

【請求項 6】

請求項 5 記載の通信用紙付き広告台紙であって、

前記通信用紙は、前記情報遮蔽シールの外側であって、かつ該情報遮蔽シールを跨ぐように前記台紙片に取り付けられていることを特徴とする通信用紙付き広告台紙。

40

【請求項 7】

請求項 5 または請求項 6 記載の通信用紙付き広告台紙であって、

前記ベース層は、その裏面に粘着層が形成され、前記通信用紙付き広告台紙を商品に貼り付け可能としたことを特徴とする通信用紙付き広告台紙。

商品に貼り付け可能としたことを特徴とする通信用紙付き広告台紙。

【請求項 8】

通信用紙付き広告台紙であって、

台紙片と、

台紙片上に剥離可能に貼着され、再接着が可能な非透明シール片と、

前記台紙片の表面の一部に前記非透明シール片を跨ぐように取り付けられた、情報記載

50

部が印刷された通信用紙と、を有し、

発信者は前記情報記載部に情報を記載後、前記非透明シール片を情報遮蔽シールとして、これを前記通信記載部の上に貼着した状態で通信用紙を送付し、受信者は該通信用紙の前記情報遮蔽シールを剥離することで前記通信記載部の情報を読み取り可能としたことを特徴とする通信用紙付き広告台紙。

【請求項 9】

請求項 8 記載の通信用紙付き広告台紙であって、

前記台紙片は、その裏面に貼着層が形成され、前記通信用紙付き広告台紙を商品に貼り付け可能としたことを特徴とする通信用紙付き広告台紙。

10

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は、アンケート葉書などの通信用紙を取り付けた広告パンフレットや商品に直接貼付するラベルとして使用する広告用台紙であって、特に通信用紙に記載した情報を通信途中で他人に見られることなく且つ情報の受信者が簡単に情報を確認することができる広告台紙に関する。

【背景技術】

【0002】

商品の広告パンフレットや商品に貼り付けたラベルなどの台紙に、アンケート回答用紙や応募用紙などの通信用紙を取り付けて、販売促進キャンペーンを行う場合がある。このような通信用紙を商品に取り付ける台紙としては、例えば、次のようなものが存在する。

20

【0003】

【特許文献 1】特開 2002 - 59676 号

【0004】

しかしながら、この構造では顧客である発信者側から通信用紙に記載した情報が、受信者側に到着するまでに第三者に読み取られる可能性がある。昨今の情報ネットワークの発達から個人の氏名や生年月日などから例えば銀行カードやクレジットカードなどの他のシステムの暗証番号情報として応用される危険性もあり、情報のセキュリティ管理は重要度を増している。そして、近年においては、受信者にも情報の管理責任が及ぶ可能性があり、受信者が情報の発信者の手を離れて受信者に到着するまでの情報の管理に対しても、顧客に対し、通信用紙の送付を求める者が気にとめなければならない時代となっている。

30

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

【0005】

本考案の課題は、通信用紙に記載した情報が受信者に到達する間に第三者に読み取られることを防止し、且つ受信者が簡単に情報を読み取ることができる通信用紙付き広告台紙を提供することにある。

40

【課題を解決するための手段】

【0006】

本考案の通信用紙付き広告台紙は、非透明シート部と、該非透明シート部の裏面に再貼着不可能な第 1 剥離層を介して貼着され、かつその反対面に粘着層が設けられている透明シート部と、該透明シート部の裏面に第 2 剥離層を介して貼着されるベース層と、からなる台紙片と、該台紙片の表面の一部に取り付けられた、情報記載部が印刷された通信用紙と、を有し、発信者は前記情報記載部に情報を記載後、前記非透明シート部と前記透明シート部の全部または一部を情報遮蔽シールとして、前記通信記載部の上に貼着した状態で通信用紙を送付し、受信者は該通信用紙の前記情報遮蔽シールの前記非透明シート部のみを剥離することで前記透明シート部を通して前記通信記載部の情報を読み取り可能とした

50

ことを特徴とする。

【考案の効果】

【0007】

発信者は、通信用紙の通信記載部に住所・氏名等の情報を記載した後、その上に情報遮蔽シールを貼着して発送するため、通信用紙が受信者に到着するまで情報が第三者に読み取られることはない。そして、通信用紙が受信者に到着すると、受信者は情報遮蔽シールのうち表面の非透明シートのみを剥離層から剥がすことで、受信者は透明シート部を通して通信記載部の情報を確認できる。

【0008】

もし、発信後受信までに非透明シートが剥がされた場合は、非透明シートは再貼着不可能であるため、非透明シートが剥離した状態で通信シートが受信者に到着するため、その情報が読み取られた可能性のあったことを把握することができる。

10

【考案の実施の形態】

【0009】

(第1実施形態)

本考案の実施の形態を図面に従って詳述する。本実施形態において、通信用紙付き広告台紙は広告シールとして説明する。図1は剥離シート上に連続して貼り付けられた状態の広告シールの斜視図であり、図2は剥離シート上の広告シールの断面図であり、さらに図3は広告シールを商品に貼り付けた状態の斜視図である。

【0010】

20

図1は、帯状の剥離シート4の表面に、広告シール1を一定の間隔をおいて複数枚連続して貼着している状態を示す斜視図である。この広告シール1は、台紙片2と、この台紙片2上に折り畳んだ状態で取り付けられる、通信用紙たる葉書用紙5とからなり、葉書用紙5は、折り畳まれた状態の上端部5aが台紙片2に貼着されており、後に葉書用紙5本体を上端部5aから切り離すことが可能なように、ミシン目5bが形成されている。なお、葉書用紙5の他端は、台紙片2に取り付けた両面テープ5c(図3参照)により固定されている。

【0011】

図2は、剥離シート4に貼着されている台紙片2を説明する断面図である。この図においては、葉書用紙5は省略されている。剥離シート4上に貼着される台紙片2は、ベース層2c上に透明シート部2bが貼着され、さらに該透明シート部2b上に非透明シート部2aが貼着されている。非透明シート部2a(または後述する3a)と透明シート部2b(または後述する3b)の間には一度剥離すると再接着不可能な第1剥離層R1が形成され、さらに透明シート2bとベースシート2cの間には第2剥離層R2が形成されている。なお、第1剥離層R1の粘着強度は第2剥離層R2の粘着強度より高く設定されており、後述するセキュリティ保護シール3を剥がした際に、非透明シート部2a、3aと透明シート部2b、3bが剥離層R1から分離してしまうことを防止する。また、ベースシート2cの裏面は粘着層が形成されている。

30

【0012】

一度剥離すると再接着が不可能な第1剥離層R2の材料としては、例えば、ホットメルト型疑似接着剤(通常は100程度で熱熔融し、室温では再接着しない)や紫外線硬化型の疑似接着剤や水性エマルジョン型の疑似接着剤等を用いることができる。

40

【0013】

台紙片2の中央には非透明シート部2a(3a)と透明シート部2b(3b)とを切断し、ベース層2cを切断しない切断線3xが形成されており、この切断線3xにより囲まれた領域が情報遮蔽シールであるセキュリティ保護シール3となる。よって、セキュリティ保護シート3は、台紙片2と同様に非透明シート部3aと透明シート部3bとさらにその裏面に形成された粘着層3sから構成されることになる。この粘着層3は紙に貼着した際に再度の剥離が不可能な強い接着力を有するものが使用され、第2剥離層R2はベースシート2cの上面、すなわち粘着層3sに接するように形成されることとなる。

50

【0014】

なお、葉書用紙5は、セキュリティ保護シール3の外側であって、かつセキュリティ保護シール3を覆うように台紙片2に取り付けられている。このため、葉書用紙5は、セキュリティ保護シール3を保護することにより、店頭でセキュリティ保護シール3が剥がされてしまういたづらを防止することができる。

【0015】

図3は、広告シール1を飲料ボトルである商品Gの側面に貼り付けた状態を示す。広告シール1のユーザーは剥離シート4から広告シール2を剥がし、これを裏面の粘着層により商品Gに貼着して店頭に並べる。商品Gの購買者は、広告シール1とともに商品Gを購入することとなり、購買者はキャンペーンやユーザー登録の案内を広告シート1及びそれに付随した葉書用紙5から知得する。ユーザー登録の案内から商品の購買者は、広告シール1から葉書用紙5をミシン目5cにより切り離し、かつ台紙2からセキュリティ保護シール3を剥がして使用する。そして、葉書用紙5を用いてキャンペーンへの応募やユーザー登録を行うことができる。

【0016】

次に、図4乃至図6を用いて、情報保護シール3の使用方法を説明する。図4は、葉書用紙を広告シールから切り離した状態を示す説明図、図5及び図6はセキュリティ保護シールの使用法を示す説明図である。同図に示すように、葉書用紙5は、葉書パート5Aと説明書パート5Bとから構成され、両者はミシン目により分離可能としている。葉書パート5Aには情報記載欄Sが印刷されており、購買者はこの欄に住所・氏名・年齢等を記載する。

【0017】

情報記載欄Sに情報を記入した後、購買者（発信者）は台紙片2からセキュリティ保護シール3を剥がし、これを、情報記載欄Sを覆うように貼付する。この状態で葉書パート5Aをポストに投函することにより、葉書パート5Aが受信者に到着するまで、情報記載欄Sは読み取られることはない。

【0018】

セキュリティ保護シール3を構成する非透明シート部3aと透明シート部3bとの間にある第1剥離層は再接着不可能な材質で形成されるため、郵送中にセキュリティ保護シール3の非透明シート部3aが剥がされることがあったとしても、受信者はそのことを把握することができる。

【0019】

葉書パート5Aが受信者に到着した際の作業を説明する。受信者は、葉書パートAの情報記載欄Sに貼着されたセキュリティ保護シール3のうち非透明シート部3aのみを除去する。この状態においては、透明シート部3bが葉書パート5A側に残留するが透明であるため、これを通して情報記載欄Sの記載内容を読み取ることができる。

【0020】

特に、非透明シート部3aを剥がした後に、透明シート部3b上には一度剥がしたことを示す印が何も残らないため、受信者側が情報の読み取り装置によって情報記載欄Sの情報を取り込む場合でも、読み取り誤りが生じず、円滑な情報管理を行うことができる。

【0021】

(第2実施形態)

本件考案の第2実施形態を、図7を用いて説明する。図7は、第1実施形態の広告台紙とセキュリティ保護シールの積層構造の他は第1実施形態と同一であるため全体図等は省略する。

【0022】

剥離シート4上に貼着される台紙片12は、裏面に粘着層12bが形成される非透明シート部12aが、ベース層12c上に貼着されることによって構成されている。

【0023】

台紙片12の中央には非透明シート部12aを切断し、ベース層12cを切断することのない切

10

20

30

40

50

断線13xが形成されており、この切断線13xにより囲まれた領域が情報遮蔽シールであるセキュリティ保護シール13となる。よって、セキュリティ保護シート13は、台紙片12と同様に非透明シート部13aとその裏面に形成された粘着層13bとで構成されることになる。

【0024】

粘着層13bは、再剥離可能な接着剤で構成されており、台紙片12からセキュリティ保護シート13を剥がした後、葉書パート5Aの情報記載欄Sに接着することで記載された情報を遮蔽することができる。

【0025】

そして、葉書パート5Aが発信者から受信者に到着した場合には、発信者はセキュリティ保護シート13を再び剥がして、その情報記載欄Sに記載された情報をデータベース等に読み込むことができる。この場合、第1実施形態の図6と異なり、透明シート部は葉書パート5Aの情報記載欄Sには残留することがない。

10

【0026】

(第3実施形態)

本件考案の第2実施形態を、図8を用いて説明する。図8は、第1実施形態の広告台紙とセキュリティ保護シールの積層構造の他は第1実施形態と同一であるため全体図等は省略する。

【0027】

剥離シート4上に貼着される台紙片22は、ベース層22aと、その裏面に形成される粘着層22bとから構成される。台紙片22は剥離シート4から剥がすことにより、商品に貼着して

20

【0028】

台紙片22の中央には非透明シートである情報遮蔽シール23が形成されており、この情報遮蔽シール23は非透明層23aとその裏面に貼着された粘着層23bとから構成される。図示しないが、情報遮蔽シール23の上方には、第一実施例の図3に示すように、葉書用紙5が被さるように跨いだ状態で台紙片22に取り付けられてる。この状態にあっては、店頭に置いた上体で、情報遮蔽シール23を葉書用紙5が覆うことになるので情報遮蔽シール23が擦れたり、いたずらにより剥がされることを防止することができる。

【0029】

発信者は、葉書5の情報記載欄Sに記載した後、情報遮蔽シール23を同情報記載欄Sに貼着し、郵送などの方法で発信することについては他の実施形態と同様である。受信者は、単に情報遮蔽シール23を剥がして、情報記載欄Sの情報を読み取ることができる。

30

【0030】

なお、上記第1乃至第3実施形態では、本発明の広告台紙が、裏面に粘着層を有する広告シールとして説明したが、本発明はこれに限られるものではなく、商品と別に配布される広告パンフレットや広告カードでもよく、さらにダイレクトメールなどで封書を用いて郵送される広告用紙であってもよい。

【0031】

また、これら実施形態では、本発明の通信用紙が葉書として説明したが、本発明はこれに限られるものではなく、店頭に設けられた応募箱に投函するような応募用紙であっても

40

【産業上の利用性】

【0032】

本発明の活用例として、アンケートやユーザー登録の通信用紙の受け渡しの際に、住所・氏名等の情報の隠蔽に適用可能である。

【図面の簡単な説明】

【0033】

【図1】第1実施形態に関する、剥離シート上に連続して貼り付けられた状態の広告シールの斜視図である。

【図2】同実施形態に関する、剥離シート上の広告シールの断面図である。

50

【図3】同実施形態に関する、広告シールを商品に貼り付けた状態の商品の斜視図である。

【図4】同実施形態に関し、葉書用紙を広告シールから切り離した状態を示す説明図である。

【図5】同実施形態に関し、セキュリティ保護シールの使用方法を示す説明図である。

【図6】同実施形態に関し、セキュリティ保護シールの使用方法を示す説明図である。

【図7】第2実施形態に関する、剥離シート上の広告シールの断面図である。

【図8】第3実施形態に関する、剥離シート上の広告シールの断面図である。

【符号の説明】

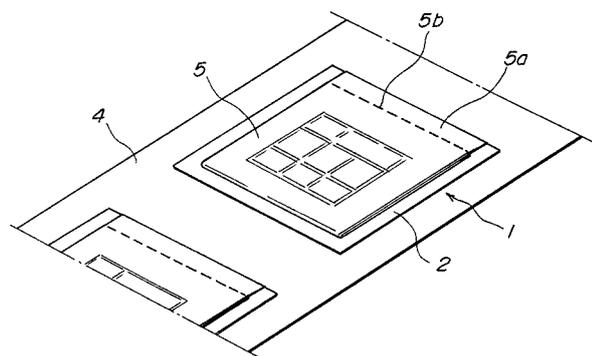
【0034】

- 1・・・広告シール（広告台紙）
- 2、12、22・・・台紙片
- 3、13、23・・・セキュリティ保護シール（情報遮蔽シール）
- 2a、3a・・・非透明シート
- 2b、3b・・・透明シート
- 3s・・・接着層
- 3x・・・切断線
- 4・・・剥離シート
- 5・・・葉書用紙（通信用紙）
- R1・・・第1剥離層
- R2・・・第2剥離層
- G・・・商品

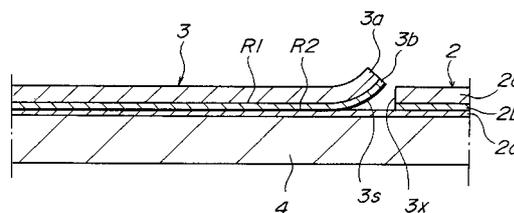
10

20

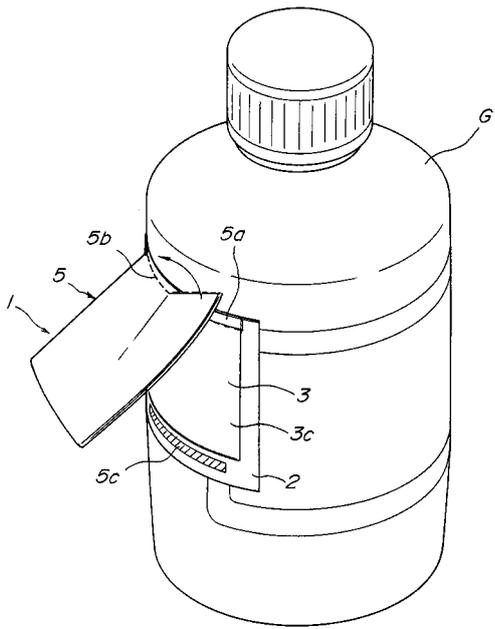
【図1】



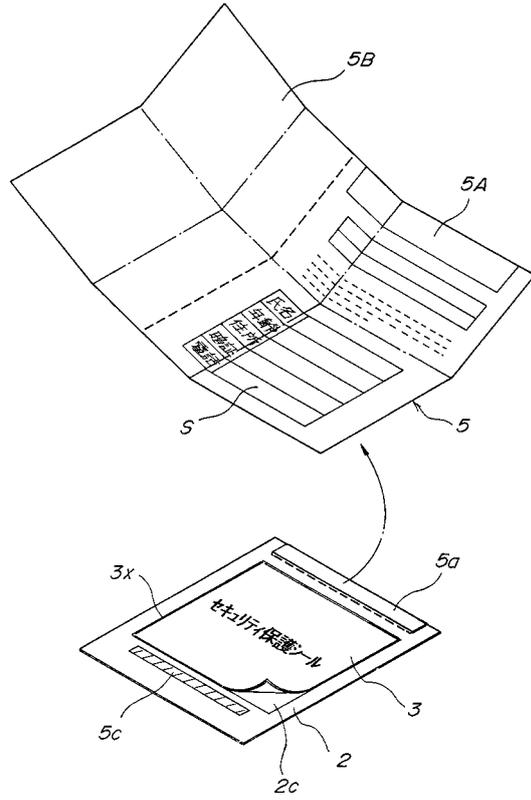
【図2】



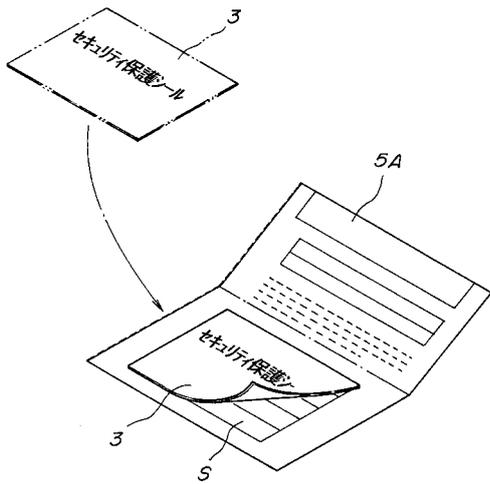
【図3】



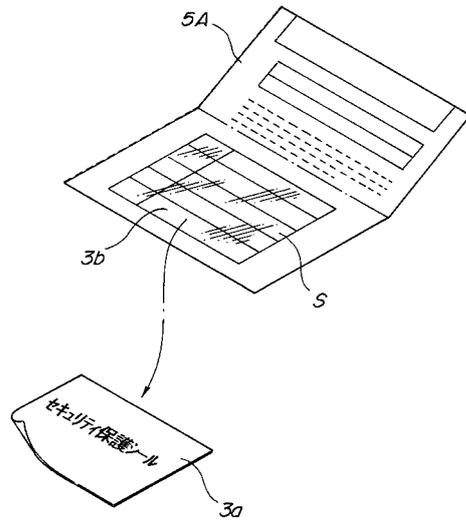
【図4】



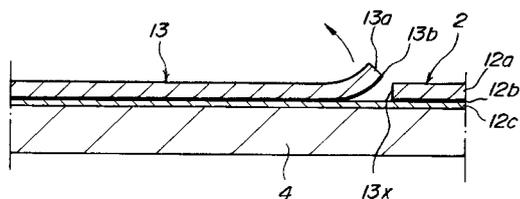
【図5】



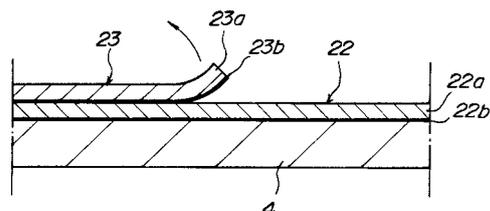
【図6】



【 図 7 】



【 図 8 】



【 手続補正書 】

【 提出日 】 平成17年2月14日 (2005.2.14)

【 手続補正 1 】

【 補正対象書類名 】 実用新案登録請求の範囲

【 補正対象項目名 】 全文

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

【 実用新案登録請求の範囲 】

【 請求項 1 】

通信用紙付き広告台紙であって、

非透明シート部と、該非透明シート部の裏面に再貼着不可能な第1剥離層を介して貼着され、かつその反対面に粘着層が設けられている透明シート部と、該透明シート部の裏面に第2剥離層を介して貼着されるベース層と、からなる台紙片と、

該台紙片の表面の一部に取り付けられた、情報記載部が印刷された通信用紙と、を有し

、
 発信者は前記情報記載部に情報を記載後、前記非透明シート部と前記透明シート部の全部または一部を情報遮蔽シールとして、これを前記通信記載部の上に貼着した状態で通信用紙を送付し、受信者は該通信用紙の前記情報遮蔽シールの前記非透明シート部のみを剥離することで前記透明シート部を通して前記通信記載部の情報を読み取り可能としたことを特徴とする通信用紙付き広告台紙。

【 請求項 2 】

請求項1記載の通信用紙付き広告台紙であって、

前記ベース層上の非透明シート部及び透明シート部は切断線により裁断され、該非透明シートと該透明シート部の一部が情報シートとして使用することを特徴とする通信用紙付き広告台紙。

【請求項 3】

請求項 2 記載の通信用紙付き広告台紙であって、

前記通信用紙は、前記情報遮蔽シールの外側であって、かつ該情報遮蔽シールを跨ぐように前記台紙片に取り付けられていることを特徴とする通信用紙付き広告台紙。

【請求項 4】

請求項 1 乃至 3 のいずれか記載の通信用紙付き広告台紙であって、

前記ベース層は、その裏面に貼着層が形成され、前記通信用紙付き広告台紙を商品に貼り付け可能としたことを特徴とする通信用紙付き広告台紙。